

2022-2023年度（第82～83期）

安全への取り組み



株式会社 ほとバス

安全への取り組みについて

株式会社はとバスでは、国土交通省が定める「運輸安全マネジメント制度」を踏まえ、輸送の安全を確保するために全社員が一丸となってその体制をつくることに取り組んでまいりました。本冊子では、2022年度（令和4年7月～令和5年6月）の実績と2023年度（令和5年7月～令和6年6月）の計画の概要について紹介するものであります。

目次

1. 輸送の安全に関する基本的な方針	2
2. 輸送の安全に関する重点施策	3
3. 2022年度における輸送の安全に関する目標と達成状況	3
4. 安全に関する外部表彰実績	5
5. 輸送の安全に関する訓練実績	6
6. 輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制	7
7. 輸送の安全に関する計画と実施状況	8
8. 事故・災害等に関する報告連絡体制	19
9. 輸送の安全に関する内部監査	21
10. マネジメントレビューと継続的改善	21
11. 2023年度における輸送の安全に関する計画および目標	22
12. 安全管理規程および安全統括管理者	30

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社では、グループ企業理念、グループ経営基本方針の下、事業運営の最重要項目である「安全最優先」を<安全方針>の柱として定め、経営トップから現場の運転士・ガイドまで全社員による取り組みを推進しております。安全方針は、グループ企業理念、グループ経営基本方針を踏まえて策定された当社事業の根幹です。



グループ企業理念・グループ経営基本方針



はとバス 安全方針



各事業所や本社会議室に掲示

<はとバス安全方針> 「安全最優先」

私たちはすべての事業活動において安全を最優先します。

- (1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。また、事業所における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現業部門の状況を十分に踏まえつつ、社員に対して輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、確認及びこれに基づく改善（PDCA サイクル=Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報は、積極的に公表いたします。
- (3) 『“安心”と“感動”を笑顔にのせて…。』をスローガンとして、全社員が「最高の安全」と「最高の安心」をお届けできるよう努力いたします。

2. 輸送の安全に関する重点施策

《輸送の安全に関する重点施策》

当社は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、次に掲げる重点施策を定め実施してまいりました。

- (1) 基本動作の徹底を迫及し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守いたします。
- (2) 「安全」の根幹である健康管理及び労務管理への取り組みを継続的に実施します。(※1)
- (3) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、伝達方法やフィードバックの方法等に工夫をしながら、確実に実施します。(※2)
- (4) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を、状況に応じ効率的に行うよう努めます。
- (5) 輸送の安全に関する内部監査(運行の保安に係わる内部監査・運輸安全マネジメント内部監査)を行い、必要な是正措置または予防措置を講じます。
- (6) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有いたします。
- (7) 当社は、関係企業と密接に協力し、輸送の安全性の向上に努めます。
- (8) 日本バス協会発出(令和4年6月21日)の「安全輸送決議」を遵守し、業界を挙げての安全確保に努めます。

(※1) 運輸規則 第21条(過労防止等)

(※2) 運輸規則 第38条(指導及び監督)

3. 2022年度における輸送の安全に関する目標と達成状況

2022年度(令和4年7月～令和5年6月)における輸送の安全に関する目標と達成状況は以下のとおりです。

(1) 輸送の安全に関する目標と達成状況

2019年12月4日に発生した死亡事故は原因の如何を問わず、運輸事業者として決して起こしてはならない事故であり、二度と同様の事案を発生さない様、安全に向けた取り組みを実施し、再発防止に努めました。2022年度(令和4年7月～令和5年6月)の「自動車事故報告規則第2条に規定する事故」に対し目標を0件としましたが、車両故障が2件発生しました。

尚、「当社独自基準による有責事故」については、2022年度は、“「安全再確認 一旦立ち止まり 行動を見直そう！」”の運輸部スローガンを掲げ、“有責事故30件以下”を目標に、事故防止に取り組みました。年間総走行距離は約350万キロメートル、有責事故件数は27件で、約13万キロに1件事故が発生したという結果になりました。

(自動車事故報告規則第2条に規定する事故)

種 別	目 標	件 数
人身事故	0	0
物損事故	0	0
健康起因	0	0
車両故障	0	2※

※自動車事故報告規則第2条11に該当する

(当社独自基準による有責事故)

種 別	目 標	件 数
人身事故	0	3
物損事故	30件以内	24

(2) 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

2022年度(令和4年7月~令和5年6月)における、「自動車事故報告規則第2条に規定する事故」に関する統計は、以下のとおりです。

種 別	2020年度	2021年度	2022年度
人身事故	0	0	0
物損事故	0	0	0
健康起因	0	1	0
車両故障	0	1	2

【参考】自動車事故報告規則第2条(抜粋)

1. 自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、もしくは接触したもの
2. 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
3. 死者又は重傷者(注1)を生じたもの
4. 10人以上の負傷者を生じたもの
5. 自動車に積載されたものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの(危険物・火薬類等)
6. 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
7. 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に傷害(注2)が生じたもの
8. 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの
9. 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
10. 救護義務違反があったもの
11. 自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの
12. 車輪の脱落を生じたもの(故障によるものに限る)
13. 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの
14. 高速自動車国道又は自動車専用道路において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの
15. 自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの

(注1) 14日以上入院を要する傷害や、入院を要する傷害で治療を要する期間が30日以上のもの等

(注2) 11日以上治療を要する傷害

(3) 運転士班別スローガン

2022年度（令和4年7月～令和5年6月）

1班	ゆとり持ち、ゆずる心で立ち止まる	8班	乗車時の前後3分間に要注意
2班	自分の為に安全確認もう一度	9班	落ち着いて、周りをよく見てあせらずに
3班	出来る事から確実に	10班	慌てるな、時間掛けても無事帰る
4班	事故防止、安全確認プロの技	11班	前後左右、発進前に再確認
5班	確かめよう見たと思っても再確認	12班	危険予測で事故防止
6班	ハンドルで逃げずにまずブレーキ	横浜班	安全確認最優先！
7班	安全は基本動作と待つゆとり	主任班	安全再確認 一旦立ち止まり 行動を見直そう！

(4) 貸切バス事業者安全性評価認定制度

貸切バス事業者安全性評価認定制度は、公益社団法人日本バス協会において事業者からの申請に基づき安全性や安全の確保に向けた取組みについて評価認定を行い、これを公表するものです。当社は2022年（令和4年）12月に3ツ星事業者に認定されました。



認定証



バス車体への表示

4. 安全に関する外部表彰実績

2022年度（令和4年7月～令和5年6月）における外部表彰の実績は、以下のとおりです。

(1) 個人表彰実績

表彰名	該当者
国土交通大臣表彰	1名
関東運輸局長表彰	4名
東京運輸支局長表彰	4名
緑十字銅賞	4名
警視庁交通部長賞 長期無事故金賞・銀賞	4名
警視庁交通部長賞 一般優良自動車運転者	3名
丸の内警察署 署長表彰	3名
大森警察署 署長表彰	3名
第3回バスドライバー安全運転コンテスト東京2023（第二部）個人総合1位	1名
第3回バスドライバー安全運転コンテスト東京2023（第二部）個人総合3位	1名

(2) 団体表彰実績

表彰名	該当者
第3回バスドライバー安全運転コンテスト東京 2023 (第二部) 団体優勝	当社



(S字)



(狭隘箇所方向変換)



5. 安全確保に関する訓練実績

2022年度(令和4年7月～令和5年6月)における安全確保に関する訓練の実績は、以下のとおりです。

(1) 防災訓練 および バス非常口脱出訓練

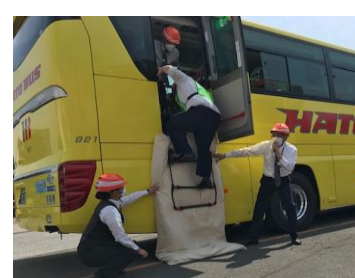
本社営業所において震度6強の地震が発生したことを想定した訓練を、2023年4月4日に東京消防庁大森消防署のご協力により実施され、経営トップをはじめ本社営業所勤務者および運転士・ガイドが参加し、避難経路の確保や避難の指示、点呼実施等の確認を行いました。合わせて、消火器の取扱いの訓練を行いました。また、事故やテロ等の緊急時に車両から脱出する訓練を行い、お客さまの誘導方法等の確認をしました。



避難後、点呼による安否確認



消火訓練



非常口脱出訓練(注:訓練時には車体保護の為布団を使用していますが、実際の非常時には使いません)

(2) 情報伝達訓練 (重大事故初動対応)

本社営業所において、高速道路上での車両火災発生を想定した情報伝達訓練を、2023年6月19日と6月21日に実施しました。



バスを安全な位置に停車させ避難・救護救急(消防)へ連絡

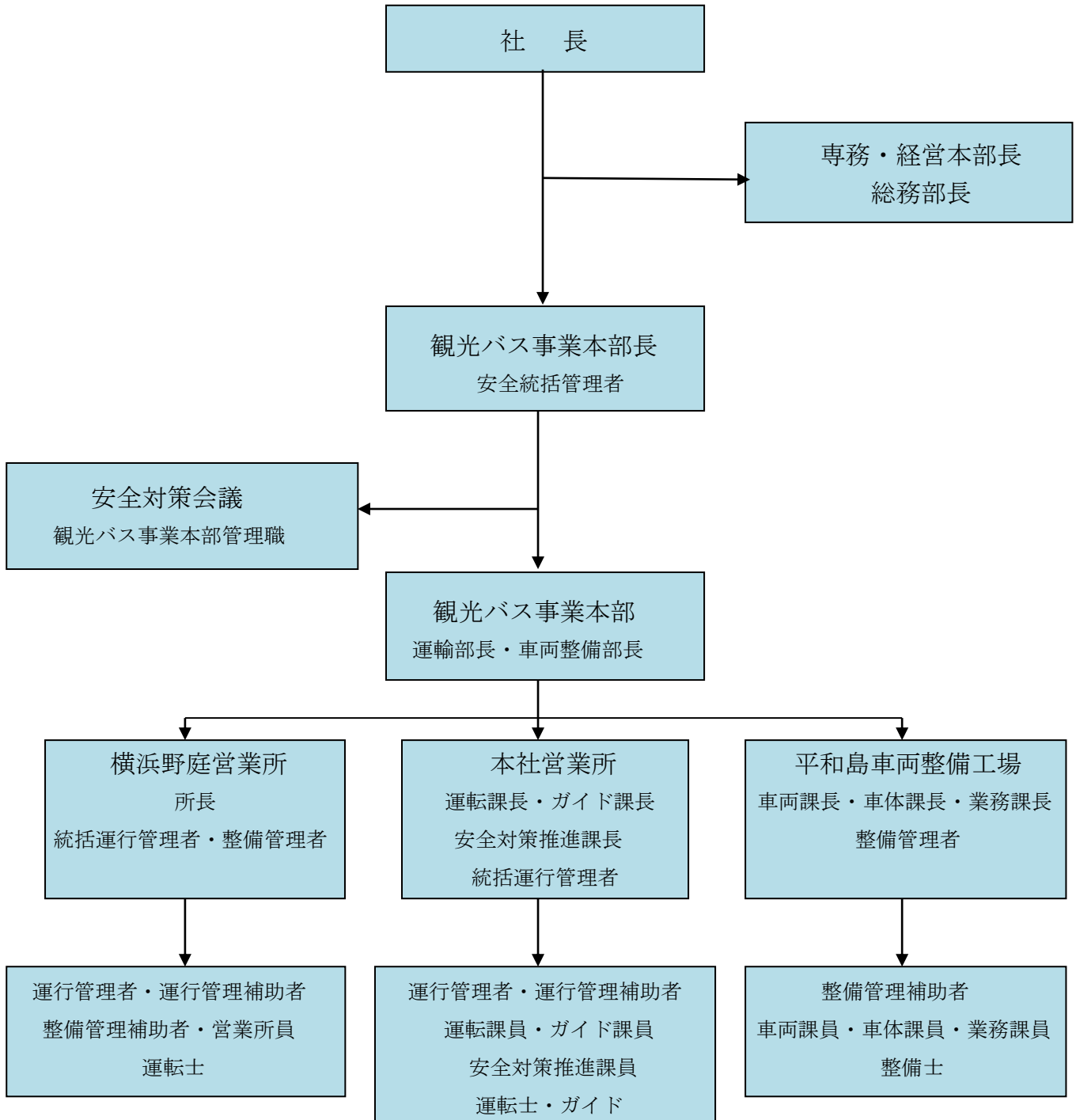


三角停止板と発煙筒で二次被害防止

6. 輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制

輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制は、下記のとおりです。

(1) 輸送の安全に関する組織体系と指揮命令系統（2022年7月1日現在）



7. 輸送の安全に関する計画と実施状況

輸送の安全に関する重点施策を踏まえ、輸送の安全を確保するために策定した2022年度（令和4年7月～令和5年6月）の計画と実施状況は次のとおりです。

(1) 経営トップによる職場等の巡視

本社営業所点呼執行所、乗合バス・貸切バスの発着地、GW 特別輸送体制時など、現場の巡視を随時実施し、乗務員とのコミュニケーションや事故防止の注意喚起等を行いました。

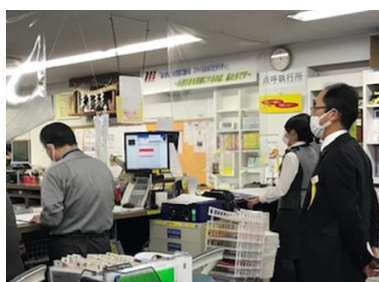


出庫送り出し

立会点検

(2) 安全統括管理者による職場等の巡視

本社営業所点呼執行所、乗合バス・貸切バスの発着地、自衛隊大規模接種センター等の特別輸送体制時など、現場の巡視を随時実施し、乗務員とのコミュニケーションや問題点等の共有を行いました。



早朝点呼立会



情報伝達訓練



全国旅行支援巡視（東京駅）

(3) 会議体の実施

会議体	計画	実績
安全対策会議 ※1	年12回	年12回
安全衛生委員会	年12回	年12回（3）
事故防止対策会議 ※2	年4回	年4回
おはがきチェック会議※3	年12回	年12回（1）
異常気象時等対策会議 （台風・大雨・大雪・地震等）	随時	年3回
車両整備部・運輸部連絡会	年12回	年12回
運転士 指導主任・指導班長会議	年12回	年12回（6）

（ ）内の数字は内書面開催

※1 安全対策会議

安全統括管理者を座長として観光バス事業本部に所属の管理職で構成される会議で、輸送の安全の確保と、それぞれの所管業務に係る情報の伝達及び共有を図るとともに、輸送の安全に関する計画の策定・実行・確認及びこれに基づく改善を確実に実施するために、月1回開催した。

※2 事故防止対策会議

現業部門と運輸管理部門が合同で、事故事例の分析検証と再発防止策の検討を目途に年4回開催した。

※3 おはがきチェック会議

経営トップを座長とし、代表取締役専務、安全統括管理者、広報室、観光バス事業本部に所属する管理職で構成される会議で、お客さまサービス課や予約センターに寄せられるお客さまからのご意見はがきやお電話レポート、乗務員からの報告書について、対策や改善等を検討する。月1回開催した。

(4) 交通安全啓発運動への参加

下記期間中、安全管理部門・乗務員は啓発リボンを着用した他、懸垂幕や横断幕等による注意喚起を行いました。さらに、丸の内・交通安全パレードにも参加しました。

啓発運動	計画	実績
夏季自動車輸送安全総点検	7月	7月
秋の全国交通安全運動	9月	9月
年末年始輸送安全総点検	12月～1月	12月～1月
春の全国交通安全運動	4月	5月



本社営業所への懸垂幕等の掲出



丸の内警察・騎馬隊 合同歩道横断訓練 (4月)



丸の内交通安全パレード (5月)

(5) 事故防止諸活動

輸送の安全に関する目標を達成するために、安全管理部門が計画した主な事故防止活動と実績は下記のとおりです。

① 立会点検等

安全統括管理者・整備管理者等による安全総点検を上記(4)の各期間に合わせ、平和島本社営業所、横浜野庭営業所とも年間4回計画実施いたしました。



大森警察署長・経営トップによる立会点検



安全統括管理者による出庫門送り出し



シートベルト点検



エンジンルーム点検



統括運行管理者による点呼立会



車内及びタイヤ空気圧点検

② 「事故防止の日」

毎月4日を「事故防止の日」に設定し、シートベルトの着用徹底や健康起因事故防止の啓蒙を目的として、運輸部管理職等による早朝点呼立会や降車箇所駐車場の巡視を年間12回実施いたしました。

③ 「無事故の日」

毎月第3月曜日を「無事故の日」と設定し、運輸部管理職等による早朝点呼立会ならびに出庫門見送りを、年間12回実施いたしました。



統括運行管理者による早朝点呼立会



顧問及び運輸部管理職による出庫見送り



本社営業所「はとバス無事故の日」

④ 街頭指導

運行中の事故防止啓蒙や法令遵守状況ならびに健康状態の確認等を目的として、運輸部管理職・運転課員による降車箇所での街頭指導を随時実施いたしました。

⑤ 路線調査

道路状況や施設への進入に確認が必要な場合、事前の調査を実施し通行の安全を確認しています。また、安全確認のため狭い道の通行に同行する場合があります。



羽田エアポートガーデン事前調査



都内配車地事査

⑥ 無事故表彰

一定期間継続して無事故かつ勤務成績が特に優秀で他の模範となる運転士に対し、表彰状・賞金・徽章等の贈呈を行う無事故表彰式を、年 12 回実施いたしました。

(6) 乗務員への研修・教育計画及び実施状況

旅客自動車運送事業運輸規則 第 38 条に基づき、輸送の安全に関する目標を達成するために、乗務員への指導監督に関する年間計画を策定いたしました。なお、実施された主な内容は以下のとおりです。

① 社内研修

毎月実施している国土交通省告示 1676 号（旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針）の研修とは別に、コロナ禍で開催できなかった運転士安全運転講習会を 3 年ぶりに実施し、経営トップの訓示や外部講師によるドラレコの事故映像を使った事故防止、他社で発生した静岡でのブレーキ事故の説明を含んだ車両構造、安全を誓う日の振り返りなどを全運転士対象に行いました。

また、郊外路線研修、雪山研修、他社で発生した静岡での事故を受け箱根熱海方面の急勾配の道路を利用した走行訓練（フォローアップ研修）を実施しました。運転士初任研修やガイドを対象とした安全研修も実施しました。

研修の種類	参加者数（延べ）
初任研修	6 名
整備研修	110 名
安全運転講習会	140 名
郊外都内路線研修	9 名
スキルアップ研修	53 名
フォローアップ研修	52 名
雪山研修	5 名
【計画追加】年次別能力技術向上研修	37 名
ガイド初期研修	14 名
ガイド安全研修	88 名
運行管理者能力向上研修	30 名

【運転士班別研修】 月間指導計画を作成し、月に1回、全運転士が所属する14の班毎に、告示1676号に基づく研修を実施いたしました。

月	指導計画	告示	主な指導内容
7	事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項	2	○運行指示書について ○日常点検について ○日常点検を怠った事による事故について
8	事業用自動車を運転する場合の心構え	1	○旅客の安全確実な輸送について ○事業用自動車の交通事故について ○事業用自動車为社会に与える影響について
9	交通事故に係る運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法	9	○長時間運転による疲労について ○睡眠不足や医薬品服用による眠気について ○運転技能への過信による集中力欠如について ○酒気帯び運転及び覚せい剤等の使用について
10	乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項	4	○シートベルト着用の重要性について ○急加速・急減速への対処について
11	主として運行する路線もしくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況	6	○都内各所での道路混雑対応について ○乗合自動車の運行経路(運転基準図・路線図)の確認
12	ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転及びヒヤリハット体験等の自社内での共有	12 13	○ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握について ○ドライブレコーダーを活用したヒヤリハットの共有 【告示7実施に変更】
1	運転者の運転適性に応じた安全運転	8	○適性診断による運転者の特性把握について ○運転者のストレスについて
2	危険の予測及び回避並びに緊急時における対処方法	7	○強風・豪雪時の運転に与える影響について ○事故・災害発生時の緊急対応について 【告示12・13実施に変更】
3	事業用自動車の構造上の特性	3	○バスの特性について ○各車両による車両特性の違いについて
4	旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項	5	○お客さまの乗降案内について ○車内事故防止のための安全確認について
5	健康管理の重要性	10	○疾病と交通事故について ○定期健診の結果について ○健康管理の重要性について ○健康起因による重大事故について
6	安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法	11	○ASVの機能確認 ○車線逸脱装置の機能について ○その他、安全性向上のための装置について



② 運転士班別無事故競技会

本社営業所および横浜野庭営業所の合計14班が、毎月の班別無事故競議会を実施し、一定の成果をあげることができました。

③ 適性診断

運転士に対し、法令で定められた適性診断を計画的に受診させ、その結果に基づき管理者は個別に指導・助言を行いました。

診断の種類	診断者	参加者数
適性診断（一般診断）	自動車事故対策機構	41名
適性診断（初任診断）	自動車事故対策機構	6名

④ 外部研修

運行管理者が「運転士への適性診断結果の正しい伝え方」「運転者の安全意識を向上させる効果的な助言・指導方法」を身につけるために、適正診断活用講座を受講しました。

研修の種類	主催者	参加者数
適性診断活用講座	自動車事故対策機構	1名
第一種講師要件研修	自動車事故対策機構	2名

⑤ 他運輸業者等との情報交換

安全に関する取り組みについて、他運輸事業者等との情報交換を通じ事故防止や安全性の向上を目指すことを目的として、同業者との情報交換を4回実施しました。

情報交換先	会場	実施月	当社参加者数
観光バス等事業者交通事故防止対策会議 (所管警察署、近隣バス会社)	大田区	10月	4名
鉄道事業者(千葉県)	当社	12月	5名
鉄道事業者(福岡県)	当社	2月	9名
バス事業者(長野県)	長野市	2月	9名

(7) 管理者教育

① 一般的な研修

運行管理者、運行管理補助者、整備管理者には、運輸規則等に定められた認定機関での研修を受講させました。また、事務職だけでなく、運転主任・班長の安全意識向上の為、外部講師による能力向上研修を実施しました。



安全統括管理者訓示



事例研究発表



ドラレコを活用した事故防止講義

② 講習会

管理職、指導運転職の意識向上を図るため、国土交通省・自動車事故対策機構、バス協会が主催する運輸安全マネジメント制度に関する講習会等へ参加いたしました。2022年度(令和4年7月～令和5年6月)に受講した輸送の安全に関する講習会等は以下のとおりです。

講習会・セミナー	受講月	主催	参加者数
安全シンポジウム	10月	国土交通省	1名
運輸防災マネジメントセミナー	12月	国土交通省	1名
運輸安全マネジメントセミナー	3月	国土交通省	1名
内部監査セミナー	3月	国土交通省	1名
運輸安全マネジメントセミナー	4月	自動車事故対策機構	1名

(8) 重大事故を忘れない・風化させない取り組み

安全を誓う日

2019年（令和元年）12月4日に東京都新宿区において当社が第一当事者である重大事故（新宿区ハイヤー衝突事故＝死亡1名）が発生しました。

また、1968年（昭和43年）5月22日には、東京都目黒区において同様に当社が第一当事者である重大事故（祐天寺駅付近踏切事故＝死亡2名、負傷4名）が発生しており、この事故は1948年（昭和23年）の創業以来、初の死亡者を伴う重大事故でありました。

しかしながら、目黒区での重大事故が社内で風化していたことは否めず、毎年12月4日に加え5月22日を『安全を誓う日』と定め、後世に亘って二度と死亡事故を惹起することのないよう全社的な啓蒙や安全に向けた取り組みを再確認するとともに、重大事故を風化させない取り組みを行いました。

① 「安全を誓う日」に黙祷の実施

1968年5月22日「祐天寺駅付近踏切事故」、2019年12月4日「新宿区ハイヤー衝突事故」に対し、事故発生時刻に黙祷を実施いたしました。

12月4日（日） 18：36 5月22日（月） 16：56

② 再発防止のための運動月間

(ア) 「安全再確認月間」12月1日～31日

死亡事故が発生した12月4日には、運輸部管理職による早朝立会点呼を実施し、注意喚起を行いました。12月1日～7日の期間においては、出庫点呼時に運転士・ガイドが「私の安全宣言」を読み上げ、安全運行の意識を高めました。また、観光バス事業本部所属員を対象に事故防止の啓蒙を目的として「事故再発防止研修」を行い、事業本部全体で事故防止に取り組みました。



「安全を誓う日」統括運行管理者による点呼立会



「安全を誓う日」出庫送り出し



事故再発防止研修 安全統括管理者訓示

(イ) 「安全行動強化月間」5月1日～31日

期間中、観光バス事業本部の管理職による点呼立会を実施し、事故防止への意識を高めました。また、街頭指導を強化し実施しました。来期に向けて観光バス事業本部所属員全員が【私の安全宣言】を作成し、事業本部全体で安全の取り組みを行ってまいります。



本社1F廊下に「私の安全宣言」を掲出（2023年度）

(9) 飲酒運転の撲滅対策

①始業、終業点呼時のアルコール検知器による検査を確実に実施すると共に、宿泊先等での出先非対面点呼時には、本人の顔が認識できるモバイル型のアルコール検知器を使用して、測定データ、顔写真を瞬時に本社営業所点呼室（東京都大田区）へ転送する管理を実施いたしました。また、終業点呼において飲酒事案未発生日数と「勤務前日の飲酒をしない」宣言をして、飲酒運転撲滅の意識を高めています。

②ガイドも「飲酒運転撲滅」に関する意識の共有を図るため、奇数月の最終木曜日にアルコール検知器による検査を実施いたしました。

(10) 乗務員の健康管理

法令で定められた定期健康診断やストレスチェックの他、当社が進める乗務員の健康管理に関する取り組みは下記のとおりです。なお、本社営業所には保健師が常駐し、日常の健康管理のサポートを行っています。

①SAS 検査の実施

全運転士を対象に睡眠時無呼吸症候群（SAS）の簡易検査を3年に1度、順次実施しております。その結果、SASの疑いが認められた場合には、産業医と連携をとり精密検査の受診ならびに治療を実施しています。（2023年6月末現在の対象者受診率100%）

②体温・血圧測定の実施

出勤時に体温を測定し、その後の血圧測定と合わせて問診表の提出を義務付け、乗務員・運行管理者が双方で確認しあいながら、体調管理を把握するとともに、その記録を産業医や保健師がチェックをし、健康起因による事故の防止に努めています。又、業務途中点呼も強化し、運行中の健康管理にも努めました。

③脳MRI 検査の実施

脳に起因する事故等を未然に防ぐため、全運転士を対象に3年に1度の目安で、脳MRI検診を行っています。検査結果は産業医がチェックをし、健康起因による事故の防止に努めています。（2023年6月末現在の対象者受診率100%）

④心電図簡易検査の実施

法令で義務付けられている定期健康診断とは別に、月に3回心電図の検査を実施しています。

⑤インフルエンザ対策の実施

インフルエンザ流行前に予防接種の推奨を促しています。なお、予防接種に際しては社が全額を助成しております。

(1 1) 新型コロナウイルス感染症対策

日本バス協会・日本旅行業協会・全国旅行業協会にて構成する貸切バス安全連絡会によるガイドラインに沿い、次の事項に留意して実行しました（2023年5月7日まで実施）。

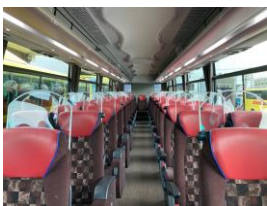
① 乗務員に係る事項※

運転士・ガイド共に点呼時の健康チェック(体温・体調確認)に加え、マスクの着用・手洗いの励行、その他アルコール検知器の除菌も常に実施しました。

※マスクは個人の判断とし、健康チェックや手洗いの励行は継続実施中

② 車内の感染予防対策の確認及び対処

車内での飛沫感染を防ぐための自社開発のパネルを一般車両の座席の間に設置し、運転席後方には全車両設置しました。また、車内の抗菌処理を全車両に実施しました。車内の空調設備では、常に外気を導入し、さらには全車内に空間除菌剤・噴射型除菌消臭剤を設置しました。運行中は、適宜、降車箇所において車内換気、手摺等の消毒を実施しています。



飛沫感染防止パネル（車内）



飛沫感染防止パネル（運転席後方）



車内の消毒



車両抗菌処理

③ 運行管理者自身のとるべき措置

運行管理者・乗務員共に点呼時のマスク着用を義務付け、飛沫感染を防ぐための透明ビニールを点呼台に設置しました。



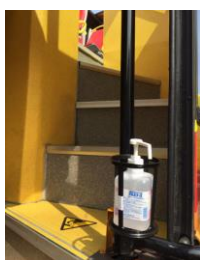
本社営業所点呼室飛沫感染対策



本社営業所での注意喚起

④ 乗車時・降車時

運転士には荷物の受け渡しの際の手袋装着を義務付けると同時に、お客さまにはマスクの着用と乗車時の検温をお願いしました。手指消毒用アルコール除菌剤をバス乗車口に設置しました。



ご乗車口

(12) 車両の点検整備

自社整備工場において、法定点検項目の他に独自の点検項目を定め、点検整備を行っています。また、重要保安部品については、メーカーの指定より厳しい交換時期の基準を定め、定期的に交換し、安心と安全の向上に努めました。



(13) ドライブレコーダー・デジタルタコメーターの活用

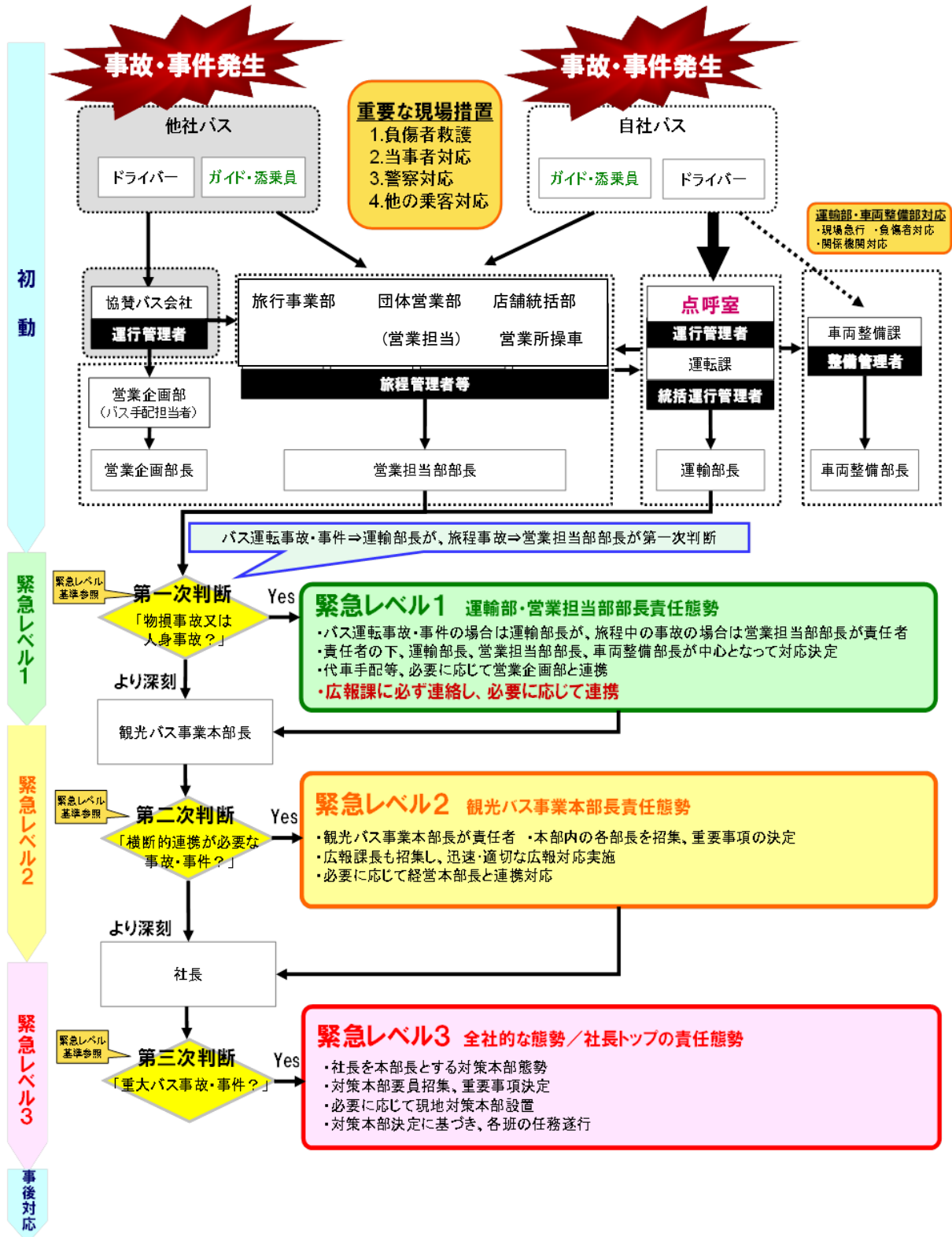
全車両にドライブレコーダー及びデジタルタコメーターを搭載し、ヒヤリ・ハット情報の収集や事故発生時の原因分析等に活用している他、法令に従い、運転士への事故指導や研修時の安全教育指導等に活用しました。

(14) ヒヤリ・ハット情報の収集と共有および活用

実際に現場で発生したヒヤリ・ハット体験を乗務員から収集し、「ヒヤリ・ハット集」を毎年発行しています。輻輳する交通環境の中、集まった情報を分類・分析し、情報を共有するために、運転士だけでなく経営トップ・安全統括管理者、運行管理者、整備管理者、安全対策会議メンバー等にも配布し活用しています。

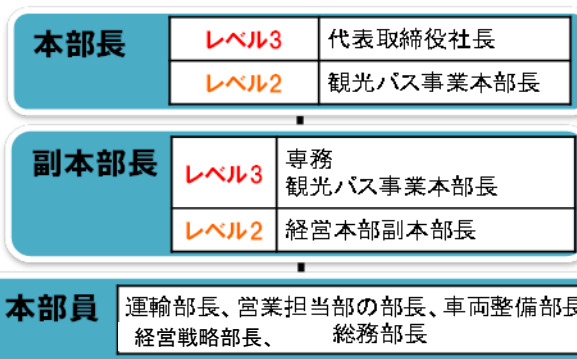
8. 事故・災害等に関する報告連絡体制

バス事故・事件対応の全体フロー



対策本部組織図

※ 対策本部会議
重要事項決定諮問・
本部内情報共有を目的に
本部長が主宰して開催



総括班 (事務局)		運転事故・事件	旅程事故
	班長	運輸部長	営業担当部の部長
	副班長	営業担当部の部長	運輸部長
	相談役	警察関係顧問、国交関係顧問	
	班員	運輸部員及び営業担当部員から各部長が指名 (2名ずつ計4名程度)	

本社対策本部各班

お客さま班

班長	営業担当部 課長級
班員	営業担当部員から部 長が指名 (3名程度)

広報班

班長	広報課長
班員	経営戦略部員から 部長が指名 (3名程度)

運行班(運転事故・事件のみ)

班長	運転課長 (統括運行管理者)
班員	運転課員から運輸部 長が指名 (2名程度)

技術班(運転事故・事件のみ)

班長	車両整備課長
班員	車両整備部員から部 長が指名 (1名程度)

支援班

班長	総務課長
班員	総務部員及び財務部 員から各部長が指名 (1名ずつ計2名程度)

現地对策本部

現地对策本部長

観光バス事業副本部長

現地総括班

	運転事故 ・事件	旅程 事故
班長	運輸部 課長級	営業担当 部課長級
班員	運輸部員及び営業担当 部員から部長が指名 (1名ずつ計2名程度)	

お客さま担当

営業担当部員から部長
が指名
(事象に応じた必要人数)

運行・技術担当 (運転事故・事件のみ)

運輸部員及び車両整備
部員から各部長が指名
(1名ずつ計2名程度)

広報・支援担当

経営戦略部員及び
総務部員から各部長が指
名(1名ずつ計2名程度)

※ 必要に応じて、対策本部長が、
各班・担当の要員を増強することができる

9. 輸送の安全に関する内部監査

(1) 運行の保安に係る内部監査

2023年（令和5年）5月24日横浜野庭営業所、25日本社営業所において、内部監査室・路線バス受託事業本部ならびに常勤監査役による「運行の保安に係る内部監査」が実施されました。概ね関係法令・規則等に準拠した事業運営がなされていることが確認されましたが、一部の書類に不備が指摘され、直ちに是正いたしました。

監査部門	内部監査室・路線バス受託事業本部・常勤監査役
被監査部門	観光バス事業本部運輸部
被監査対象者	運輸部長・運輸部次長、運転課長・安全対策推進課長
監査方法	関係書類確認・被監査対象者へのヒアリング等

(2) 運輸安全マネジメント内部監査

2023年（令和5年）6月16日に内部監査室による「運輸安全マネジメント内部監査」が実施されました。概ね運輸安全マネジメントの主旨に準拠した事業運営がなされていること、安全管理体制が機能していることが確認されました。

監査部門	内部監査室・常勤監査役
被監査対象者	経営トップ・安全統括管理者・運輸部長
監査方法	被監査対象者へのインタビュー



10. マネジメントレビューと継続的改善

2023年（令和5年）6月27日に本社営業所において、2022年度の観光バス事業本部における安全への取組についてマネジメントレビューを行いました。

レビューを踏まえて、2023年度の輸送の安全に関する計画および目標について付議し、承認されました。

出席者	常勤取締役・常勤監査役・執行役員
	内部監査室長・内部監査室課長
	運輸部長・運転課長・安全対策推進課長

1.1. 2023年度（令和5年7月～令和6年6月）における 輸送の安全に関する計画および目標

(1)安全方針および輸送の安全に関する重点施策

2023年度(令和5年7月～令和6年6月)における安全方針は、グループ企業理念・グループ経営基本方針を踏まえたものであり、前年度を踏襲するものであります。また、輸送の安全に関する重点施策は、前年度の課題や内部監査の結果を踏まえ策定するものであります。

《はとバス安全方針》 「安全最優先」



私たちはすべての事業活動において安全を最優先します。

1. 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。また、事業所における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現業部門の状況を十分に踏まえつつ、社員に対して輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底させます。
2. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、確認及びこれに基づく改善（PDCA サイクル＝Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関報は、積極的に公表いたします。
3. 『“安心”と“感動”を笑顔にのせて…。』をスローガンとして、全社員が「最高の安全」と「最高の安心」をお届けできるよう努力いたします。

《輸送の安全に関する重点施策》

当社は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき次に掲げる重点施策を定め実施してまいります。

1. 基本動作の徹底を追及し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。
2. 「安全」の根幹である健康管理及び労務管理への取り組みを継続的に実施します。（※1）
3. 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、伝達方法やフィードバックの方法等に工夫をしながら、確実に実施します。（※2）
4. 輸送の安全に関する費用支出及び投資を、状況に応じ効率的に行うよう努めます。
5. 輸送の安全に関する内部監査(運行の保安に係わる内部監査・運輸安全マネジメント内部監査)を行い、必要な是正措置または予防措置を講じます。
6. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有いたします。

7. 当社は、関係企業と密接に協力し、輸送の安全性の向上に努めます。
8. 日本バス協会発出(令和5年6月9日)の「安全輸送決議」を遵守し、業界を挙げての安全確保に努めます。

- (※1) 運輸規則 第21条 (過労防止等)
- (※2) 運輸規則 第38条 (指導及び監督)

(2) 事故防止の目標数値

2023年度(令和5年7月～令和6年6月)における輸送の安全に関する目標は以下のとおりです。2022年度の当社独自基準による有責事故件数27件のうち21件が静止物・駐停止車両への接触事故でありました。2023年度においては「安全最優先! 心のゆとりと笑顔で事故防止! challenge under 25」をスローガンに掲げ、バスガイドが行う保安業務も含め、目標達成に向けて以下(3)の①～⑤を確実に実施し、事故防止に取り組んでまいります。

①自動車事故報告規則第2条に規定する事故

目 標	
人身事故	0件
物損事故	0件
車両故障	0件

②当社基準による有責事故

目 標	
当社基準による有責事故	25件以下

③特に削減する有責事故

- i 駐車場・施設敷地内での接触事故
- ii 静止物・駐停止車両への接触事故
- iii 左側面・後部の接触事故

(3) 上記目標を達成するための取組み計画

①重点実施事項

	取組み項目	推進責任者	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	
1	街頭指導 (主任・班長追加)	運転課長	→												
2	実車を使用する研修	運転課専門課長	→			→		→							
3	ドラレコを使用する研修	運転課専門課長	→			→			→			→			
4	事故指導方法 検討・改定	運転課専門課長	→										→		
	新事故指導	運転課専門課長			→										
5	基本動作カードを作成し注意喚起	事故防止会		→											
		安全対策推進課長		→	→										
6	過去の事故 閲覧用データ作成	安全対策推進課長		→											
	点呼室・ブリーフィングルームでの閲覧	安全対策推進課長			→										

②点呼時の月間重点事項

点呼の際の月間スローガンを設定し、運転士が点呼時に呼称を行います。また、点呼記録簿への記入や点呼執行所へ掲示を行い、重点的に意識付を行うとともに、事故防止に努めます。

月	重点事項	月	重点事項
7	車両を離れる時はトランク・ドアの施錠徹底	1	タコグラフにて、運転のくせを知ろう
8	輸送機関としての役割を果たそう	2	ドライブレコーダーでヒヤリハットの共有
9	焦り、イライラはヒューマンエラーに繋がる	3	死角の場所を知り見るくせをつける
10	シートベルト着用アナウンスの徹底	4	乗降場所では、周囲の安全に十分注意しよう
11	交通情報にて、道路状況把握の徹底	5	プロとして自己の健康管理に取り組もう
12	気象状況に潜む危険を知り、先の状況を読む	6	運転支援装置の限界を心得て正しく使用

③運転士各班のスローガン

運転士各班でスローガンを設定し、一丸となって事故防止・エコドライブに努めてまいります。

	事故防止スローガン	ECOドライブスローガン
1班	ゆとりもち、社速厳守で安全運転	やさしいアクセルやさしいブレーキでエコ運転
2班	大丈夫?、だろう“がつくならまず止まろう!	加減速の少ないアクセルワークで車間保持
3班	目の前の仕事をしっかりと!	道路に合わせたギア選択
4班	ピンチの時こそ、冷静に!	エコドライブで燃費向上
5班	もう一度、初心に戻り安全運転に努める!	やさしい運転、周りにやさしく
6班	常に平常心を保ち、安心と安全を届ける	降車箇所着いたら一旦はエンジン止めよう
7班	安全はゆずる気持ちと危険予知	環境と安全を思いエコ運転
8班	ゆずる気持ちと待つ余裕	踏み込まないエコな運転かっこいい!
9班	焦らない! 前後左右の確認を落ち着いて!	ふんわりアクセル・ふんわりブレーキ
10班	よく見て確認! 歩行者・自転車・静止物	急発進、無くなるだけでエコになる
11班	発進時、ゆっくり確認前後左右!	発進時ゆっくりアクセルでエコ運転
12班	安全は焦らず慌てずゆとりから!	急発進、急停止を無くしてエコ運転
横浜班	安全確認最優先!	タイヤ空気圧大丈夫?
主任班	安全最優先・心にゆとり 笑顔で事故防止! チャレンジアンダー25	前方の状況を判断し早めのアクセルオフ

④輸送の安全確保に関する事故防止計画

輸送の安全に関する事故防止計画は下記のとおりです。

月	取組実施計画
7	班別無事故競技会実施 期首出庫立会 毎月4日「事故防止の日」出庫立会・街頭指導 毎月第3金曜日「無事故の日」出庫立会 第1回安全対策会議 第1回運輸整備連絡会 夏季自動車輸送安全総点検 第1回事故防止対策会議 運輸安全マネジメント評価 ガイドアルコール検査 ガイド安全研修 脳MRI検査受診 運転士採用試験
8	班別無事故競技会実施 毎月4日「事故防止の日」出庫立会・街頭指導 毎月第3金曜日「無事故の日」出庫立会 第2回安全対策会議 第2回運輸整備連絡会 街頭指導・脳MRI検査受診 運転士採用試験
9	班別無事故競技会実施 毎月4日「事故防止の日」出庫立会・街頭指導 毎月第3金曜日「無事故の日」出庫立会 第3回安全対策会議 第3回運輸整備連絡会 秋の全国交通安全運動 ガイドアルコール検査 街頭指導・脳MRI検査受診 運転士採用試験
10	班別無事故競技会実施 毎月4日「事故防止の日」出庫立会・街頭指導 毎月第3金曜日「無事故の日」出庫立会 第4回安全対策会議 第2回事故防止対策会議 第4回運輸整備連絡会 街頭指導・脳MRI検査受診

月	取組実施計画
1 1	班別無事故競技会実施 毎月4日「事故防止の日」出庫立会・街頭指導 毎月第3金曜日「無事故の日」出庫立会 第5回安全対策会議 第5回運輸整備連絡会 ガイドアルコール検査 街頭指導・脳MRI検査受診 運転士採用試験
1 2	「安全再確認月間」 班別無事故競技会実施 毎月4日「事故防止の日」出庫立会・街頭指導 毎月第3金曜日「無事故の日」出庫立会 第6回安全対策会議 第6回運輸整備連絡会 年末年始運輸・整備合同立会総点検 年末年始自動車輸送安全総点検 重大事故想定訓練実施（テロ・バスジャック） 健康診断・脳MRI検査・SASスクリーニング検査受診 街頭指導 運転士採用試験
1	班別無事故競技会実施 毎月4日「事故防止の日」出庫立会・街頭指導 毎月第3金曜日「無事故の日」出庫立会 第7回安全対策会議 第7回運輸整備連絡会 第3回事故防止対策会議 年始現場立会＜東京駅・新宿駅等＞ ガイドアルコール検査 ガイド安全研修 街頭指導・脳MRI検査受診 運転士採用試験意見交換会
2	班別無事故競技会実施 毎月4日「事故防止の日」出庫立会・街頭指導 毎月第3金曜日「無事故の日」出庫立会 第8回安全対策会議 第8回運輸整備連絡会 街頭指導・脳MRI検査受診 運転士採用試験

月	取組実施計画
3	班別無事故競技会実施 毎月4日「事故防止の日」出庫立会・街頭指導 毎月第3金曜日「無事故の日」出庫立会 第9回安全対策会議 第9回運輸整備連絡会 ガイドアルコール検査 街頭指導・脳MRI検査受診 新人ガイド安全研修 運転士採用試験
4	班別無事故競技会実施 毎月4日「事故防止の日」出庫立会・街頭指導 毎月第3金曜日「無事故の日」出庫立会 第10回安全対策会議 第10回運輸整備連絡会 第4回事故防止対策会議 春季運輸・整備合同立会総点検 GW現場立会＜東京駅・新宿駅・浅草寺等＞街頭指導 春の全国交通安全運動 脳MRI検査受診 運転士採用試験
5	「安全行動強化月間」 班別無事故競技会実施 毎月4日「事故防止の日」出庫立会・街頭指導 毎月第3金曜日「無事故の日」出庫立会 第11回安全対策会議 第11回運輸整備連絡会 「運行の保安」に係る内部監査 GW現場立会＜東京駅・新宿駅・浅草寺等＞ ガイドアルコール検査 街頭指導・脳MRI検査受診 運転士採用試験
6	班別無事故競技会実施 毎月4日「事故防止の日」出庫立会・街頭指導 毎月第3金曜日「無事故の日」出庫立会 第12回安全対策会議 第12回運輸整備連絡会 「運輸安全マネジメント」内部監査 健康診断・脳MRI検査・SASスクリーニング検査受診 街頭指導 運転士採用試験

⑤輸送の安全確保に関する教育計画

「旅客自動車運送事業運輸規則」第38条ならびに「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(国土交通省告示1676号)に基づく、輸送の安全確保に関する運転士等への教育計画は下記のとおりです。

月	取組実施計画 (告示=国土交通省告示1676号 第一章2(1)①~⑬)
7	運転士班会 (告示②) 主任班長会議 ガイド班会・安全研修 運行管理者一般講習・整備管理補助者研修 整備技術研修
8	運転士班会 (告示①) 主任班長会議 整備技術研修 運行管理者一般講習 添乗員安全研修
9	運転士班会 (告示⑨) 安否確認メール送信訓練 主任班長会議 運転士階層別研修 衛星携帯電話通信訓練 整備技術研修 運行管理者一般講習 若年層運転士郊外教習
10	運転士班会 (告示④) 主任・班長会議 NASVA 安全マネジメントセミナー 安否確認メール送信訓練 整備技術研修 運行管理者一般講習
11	運転士班会 (告示⑥) 主任班長会議 救命講習 整備技術研修 運行管理者一般講習
12	運転士班会 (告示⑦) 主任班長会議 救命講習 整備技術研修 適性診断 若年層運転士都内近郊教習

月	取組実施計画（告示＝国土交通省告示1676号 第一章2（1）①～⑬）
1	運転士班会（告示⑧） 若年層運転士冬山訓練教習 中央研修所運転士研修 適性診断 救命講習 整備技術研修 主任班長会議 全運転士安全講習会 運行管理者能力向上研修
2	運転士班会（告示⑫・⑬） 全運転士安全講習会 適性診断 運行管理者一般講習 自動車安全運転センター中央研修所 旅客自動車運転者4日間 神奈川県バス協会 寒冷地研修 入社5年未満フォローアップ研修 救命講習 整備技術研修 主任班長会議
3	運転士班会（告示③） 若年層運転士郊外教習 運行管理者一般講習 入社5年未満フォローアップ研修 整備技術研修 主任班長会議
4	運転士班会（告示⑤） 主任班長会議 整備技術研修 添乗員安全研修
5	運転士班会（告示⑩） 主任班長会議 整備技術研修
6	運転士班会（告示⑪） 主任班長会議 整備技術研修 若年層運転士郊外研修

1 2. 安全管理規程および安全統括管理者

(1) 安全管理規程

道路運送法 第22条の2に規定する安全管理規程は下記のとおりです。

株式会社はとバス 安全管理規程

目 次

第一章 総 則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総 則

(目 的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業（路線バス受託事業を除く）に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（P1an Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すこと、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- ①輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- ②輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- ③輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- ④輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- ⑤輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

2. 会社は、関係企業と密接に協力し、輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2. 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
3. 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
4. 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- ①安全統括管理者
- ②運行管理者
- ③整備管理者
- ④その他必要な責任者

2. 安全統括管理者は、輸送の安全に関する業務を統括する。
3. 運輸部長は、安全統括管理者の指揮の下、輸送の安全の確保に関し、各営業所・課を統括し、指導監督を行う。
4. 車両整備部長は、安全統括管理者の指揮の下、車両の安全の確保に関し、指導監督を行う。
5. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2. 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - ①国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - ②身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - ③関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- ①全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。

- ②輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- ③輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- ④輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- ⑤輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- ⑥経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- ⑦運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- ⑧整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- ⑨輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- ⑩その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 経営トップと現場や運行管理者、整備管理者、乗務員等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。
また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2. 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
- 3. 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4. 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特

に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2. 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合は、その内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

- 第16条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。
2. 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

- 第17条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業年度の経過後100日以内に外部に対し公表する。
2. 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

- 第18条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。
2. 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
 3. 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

付 則

1. 本規程は、2007年04月01日に制定する。
2. 本規程は、2012年10月01日に改定する。
3. 本規定は、2013年08月01日に改定する。
4. 本規定は、2013年10月01日に改定する。
5. 本規定は、2015年08月01日に改定する。
6. 本規定は、2022年02月01日に改定する。

(2) 安全統括管理者

道路運送法 第22条の2 第2項第4号に規定する安全統括管理者は下記の者を選任しております。なお、安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則 第47条の5に規定する要件を満たしております。

安全統括管理者 取締役 観光バス事業本部長 出井 弘俊
選任日 2021年9月28日



当社、観光バス事業における「安全」への取り組みに関しまして
ご意見・ご要望などがございましたら、ご連絡ください。

観光バス事業本部 運輸部 安全対策推進課

電話 : 03-3761-1356

FAX : 03-3761-8100

2022年度 安全への取り組み
株式会社 はとバス
観光バス事業本部
運輸部安全対策推進課
〒143-8512
東京都大田区平和島5-4-1
2023年7月発行